

令和4年10月

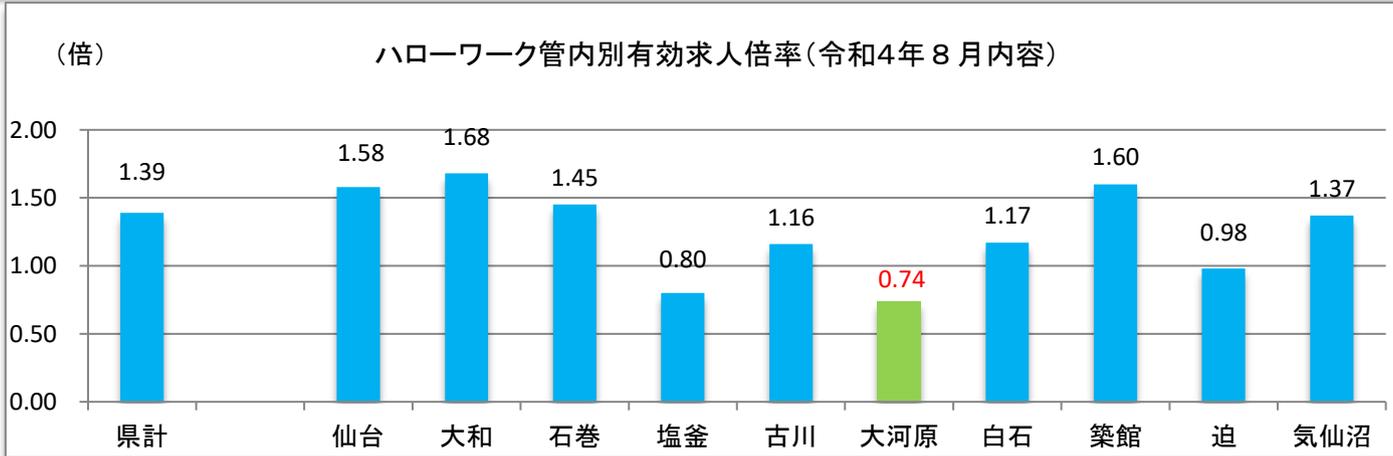
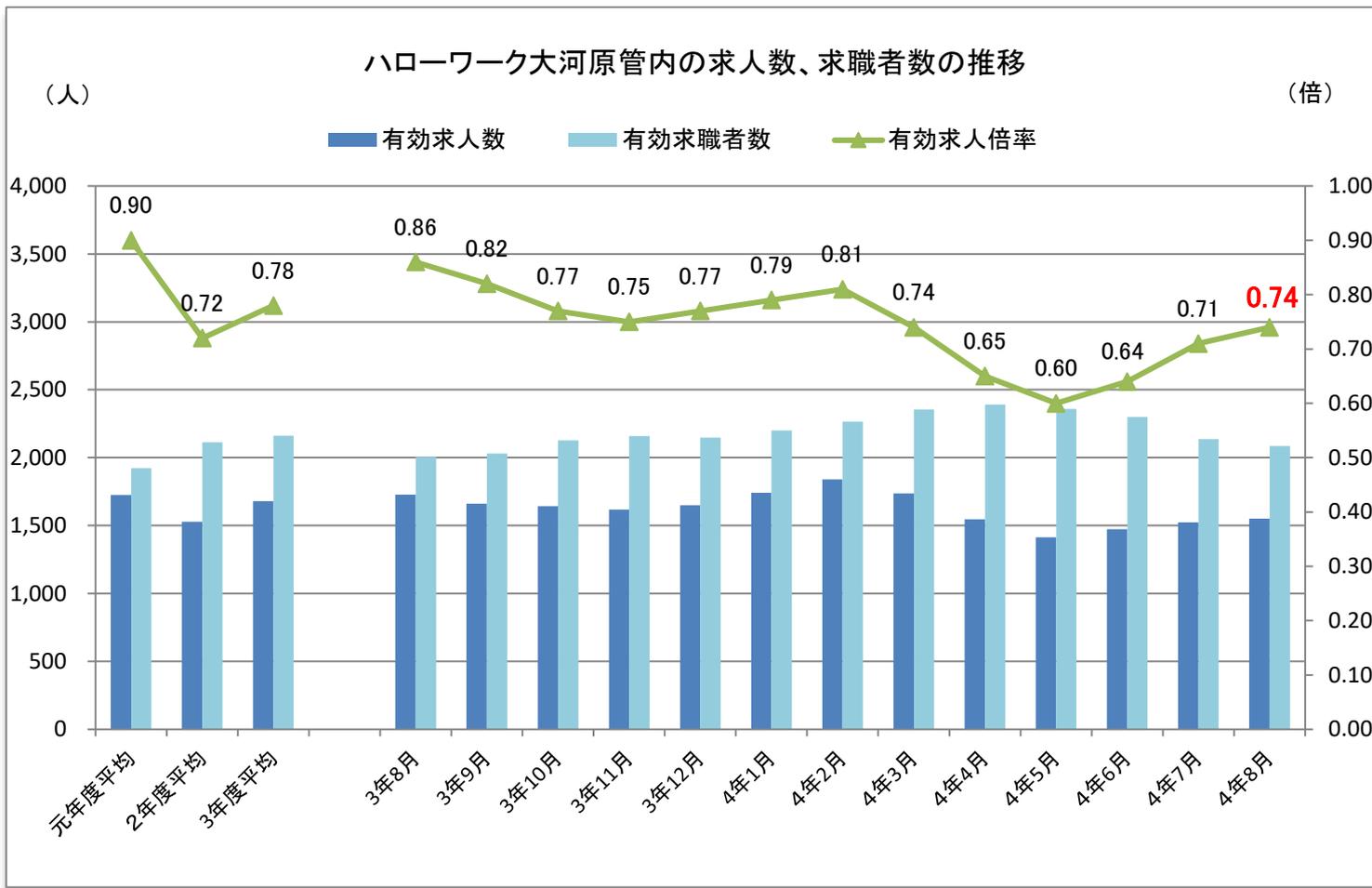
管内の雇用状況(令和4年8月内容)

有効求人倍率 **0.74倍**

ハローワーク大河原
〒989-1201
柴田郡大河原町大谷字町向126-4
オーガ1F
電話 0224-53-1042
FAX 0224-52-3989

ハローワーク大河原管内は、有効求人倍率が県内ハローワークの中でも低く、求人の少ない地域となっております。事業所の皆様には様々な機会に求人の申込みをお願いしているところですが、当ハローワークには安定した職業を目指す求職者が登録されており、特に、多くの方が正社員求人を希望されています。従業員の採用を検討されている事業所様にとっては、良い人材を確保する大きなチャンスとなっております。是非この機会に当ハローワークをご利用ください。

<メモ>有効求人倍率は、仕事を探す人、ひとりに対して何人分の求人があるかを示しています。1倍を超えると求人の数が多く、下回ると仕事を探す人の数が多いということを示しています。

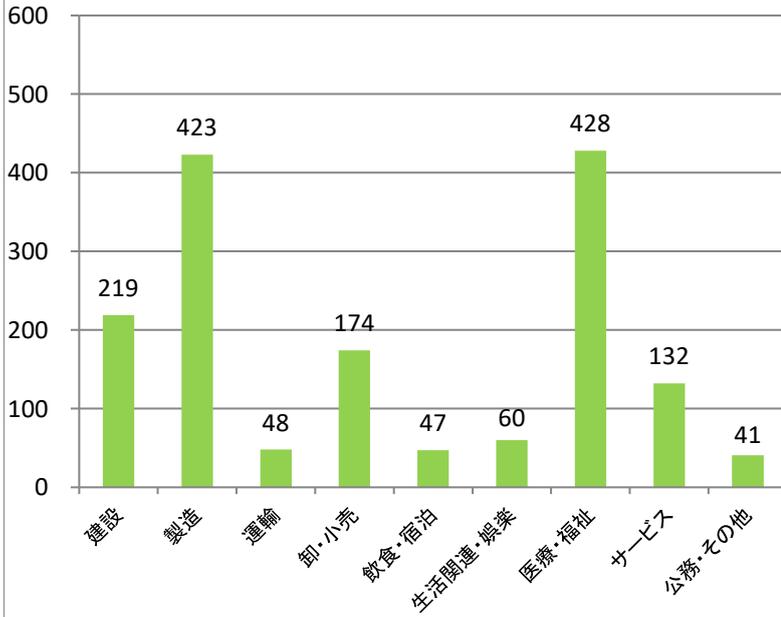


※有効求人倍率は原数値であり、季節調整値ではありません。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれています。

主な産業の新規求人数

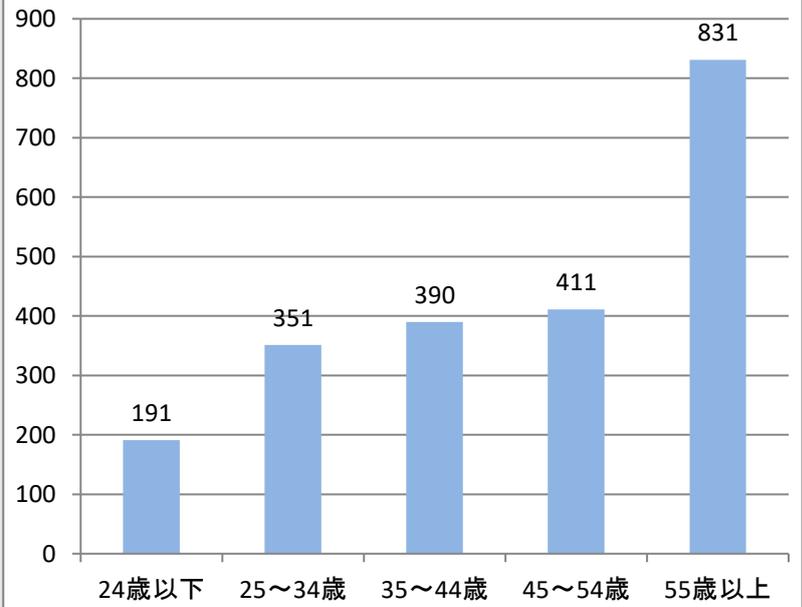
■ 4年6月～4年8月



※3か月間に申し込まれた新規求人数の合計です。

年齢層別求職者数

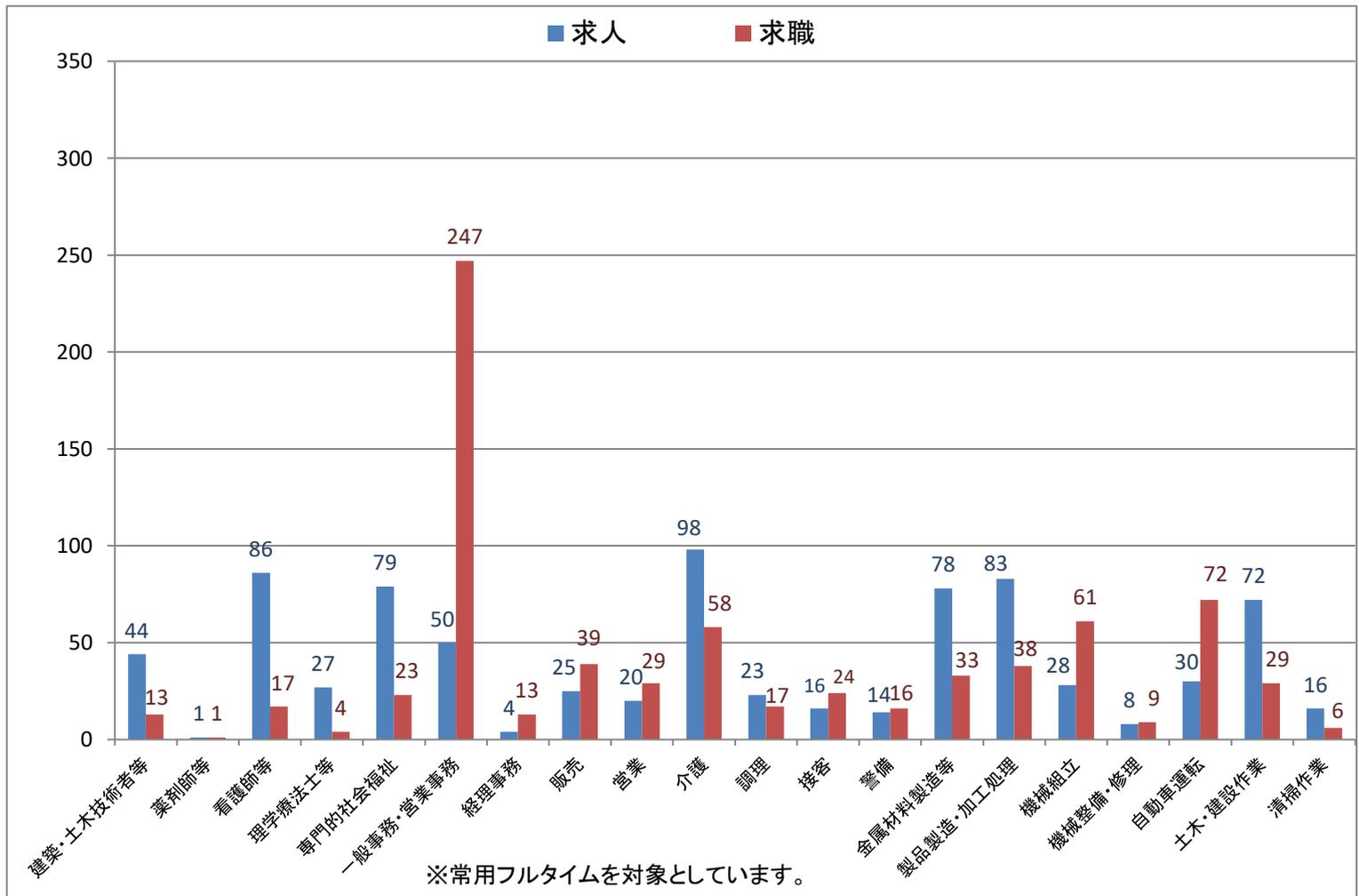
■ 4年6月～4年8月



※3か月間の月間有効求職者数の月平均数です。

主な職種の求人・求職バランス表

【4年8月内容】



※常用フルタイムを対象としています。

職業別新規求人賃金情報

【4年4月～4年6月内容】

(単位:万円)

	求人件数計	12.5～15未	15～17.5未	17.5～20未	20～22.5未	22.5～25未	25～27.5未	27.5～
建築・土木技術者等	25	0	2	3	8	10	13	20
薬剤師等	2	0	0	0	0	1	2	2
看護師等	52	0	11	21	43	47	37	22
専門的・社会福祉の職業	55	6	19	39	30	18	9	2
一般事務員・営業事務員	51	15	26	26	25	20	12	8
経理事務員	4	0	3	4	1	1	0	0
販売員	25	0	19	16	5	2	3	2
営業員	18	0	10	10	14	8	4	1
介護の職業	54	6	37	41	27	12	1	0
調理の職業	14	2	12	9	9	5	1	0
接客の職業	10	2	8	8	6	1	0	0
警備員	5	2	4	1	2	1	0	0
金属材料製造の職業	44	0	26	37	32	19	16	7
製品製造・加工の職業	15	4	7	9	11	8	5	0
機械組立の職業	15	7	9	4	3	1	1	0
機械整備・修理の職業	8	0	2	6	7	4	3	1
自動車運転の職業	17	2	3	7	9	7	6	6
土木・建設の職業	40	0	4	16	23	27	29	19
電気工事の職業	10	0	4	8	8	8	5	5
清掃の職業	13	5	4	4	7	4	5	4

※この賃金情報は、ハローワークで受理したフルタイム求人を賃金月額(時間給、日給の場合は月額換算)別に区分したものです。賃金額に幅(上限額と下限額)があり複数の区分にまたがる場合は、すべての区分欄に「1」が入ります。そのため、各区分欄の合計(横計)は求人件数計とは一致しません。この資料は四半期ごとに更新しています。

中途採用者採用時賃金情報

【4年4月～4年6月内容】

(月額、単位:千円)

	～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳
職業計	187	231	240	211	212
専門・技術	209	240	255	198	220
事務	177	227	254	195	274
販売	182	244	184	208	142
サービス	170	219	229	203	168
警備	*	*	*	*	*
農林漁業	136	*	*	*	*
運輸	*	231	223	226	191
生産工程・労務	194	227	240	217	223

※この賃金情報は、雇用保険の被保険者資格を取得した方(新卒者を除く。)の採用時の平均賃金です。

「*」は対象者が3人未満のため掲載していません。

この資料は四半期ごとに更新しています。

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **883** 円

令和4年10月1日から！

（ 9月30日までは時間額853円 ）

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室

022—299—8841

仙台労働基準監督署	022-299-9075
石巻労働基準監督署	0225-22-3365
古川労働基準監督署	0229-22-2112
大河原労働基準監督署	0224-53-2154
瀬峰労働基準監督署	0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

支払われる賃金 と適用される最低賃金との比較方法

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

(1) 時間給制の場合

時間給 最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(3) 月給制の場合

月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額883円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給153,500円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給 153,500円 × 12ヶ月

885.57円 883円

8時間 × 年間所定労働日数 260日

この場合は最低賃金額以上となっています。